

堺市公報 第83号	令和元年 8月16日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市事務分掌規則の一部を改正する規則 【総務局行政部行政管理課】.....	1
○堺市事務決裁規則の一部を改正する規則 【総務局行政部行政管理課】.....	2
<告示>	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請 【環境局環境保全部環境対策課】.....	4
○道路法に基づく自転車歩行者専用道路の指定について 【建設局土木部路政課】.....	12
○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について 【建設局土木部路政課】.....	12
<公告>	
○堺市民芸術文化ホールの臨時休館について 【文化観光局文化部文化課】.....	15

規 則

堺市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年 8月 16日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第 57号

堺市事務分掌規則の一部を改正する規則

堺市事務分掌規則（昭和47年規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 子ども青少年局子育て支援部幼保推進課給付係の分掌事務を定める部分第4号中「地域型保育給付費」の次に「並びに施設等利用費」を加え、同課調整係の分掌事務を定める部分に次の2号を加える。

(5) 子育てのための施設等利用給付認定等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第1項第1号の小学校就学前子どもに係るものに限る。）に関する事。

(6) 施設等利用費の支給に関する事。

別表第1 建築都市局交通部公共交通課計画係の分掌事務を定める部分第7号を削る。

別表第3 保健福祉総合センター子育て支援課子育て給付係（東区役所及び美原区役所を除く。）の分掌事務を定める部分中第4号を第5号とし、第2号及び第3号を1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 子どものための教育・保育給付認定等及び子育てのための施設等利用給付認定等（子ども・子育て支援法第30条の4第1項第1号の小学校就学前子どもに係るものを除く。）に関する事。

別表第3 保健福祉総合センター子育て支援課相談支援係（東区役所及び美原区役所を除く。）の分掌事務を定める部分第6号中「(平成24年法律第65号)」を削り、同課相談給付係（東区役所及び美原区役所に限る。）の分掌事務を定める部分中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 子どものための教育・保育給付認定等及び子育てのための施設等利用給付認定等（子ども・子育て支援法第30条の4第1項第1号の小学校就学前子どもに係るものを除く。）に関する事。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第1 建築都市局交通部公共交通課計画係の分掌事務を定める部分の改正規定は、公布の日から施行する。

堺市事務決裁規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年8月16日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第58号

堺市事務決裁規則の一部を改正する規則

堺市事務決裁規則（昭和36年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第11条健康部長専決事項を定める部分第8号ケ中「報告」の次に「の徴収」を加え、同号中サをセとし、コをスとし、ケの次に次のように加える。

コ 法第25条の5第2項の規定による喫煙の中止又は退出の命令に関すること。

サ 法第25条の7及び第25条の8の規定による特定施設の管理権原者等に対する必要な指導、助言、勧告、公表及び命令に関すること。

シ 法第25条の9の規定による特定施設の管理権原者等からの報告の徴収、当該施設の立入検査等に関すること。

第11条子育て支援部長専決事項を定める部分第1号中「特定地域型保育事業者」の次に「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を、「報告」の次に「の徴収」を加える。

第12条幼保推進課長専決事項を定める部分第2号中「地域型保育給付費」の次に「並びに特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費」を加え、同部分第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を加え、同部分中第6号を第7号とし、第4号及び第5号を1号ずつ繰り下げ、同部分第3号の次に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援法に基づく子育てのための施設等利用給付（同法第30条の4第1項第1号の小学校就学前子どもに係るものに限る。）に係る認定、変更の認定、認定の取消し及び届出の受理に関すること。

第12条子育て支援課長専決事項を定める部分第2号中「の支給認定、支給認定の変更、支給認定」を「及び子育てのための施設等利用給付（同法第30条の4第1項第1号の小学校就学前子どもに係るものを除く。）に係る認定、変更の認定、認定」に改め、同部分第3号中「支払い」を「支払」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条（子育て支援部長専決事項を定める部分に限る。）及び第12条の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第11条（子育て支援部長専決事項を定める部分に限る。）及び第12条（以下これらを「改正後規定」という。）に掲げる事務のうち、堺市子ども・子育て支援施行規則の一部を改正する規則（令和元年規則第49号）附則第2項の規定により行う手続に係るものについては、令和元年10月1日前においても、改正後規定の例により行うものとする。

告 示

堺市告示第301号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和元年8月16日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

新興化学工業株式会社

取締役社長 西田 和彦

大阪市中央区南船場2-7-26シンセイビル8階

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

新興化学工業株式会社 堺臨海工場

堺市西区築港新町3丁27番地13

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 27号イ ろ過施設

1基

同表 27号ロ 遠心分離機 1基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

- 別表1のとおり
- オ 使用時間の季節的変動
別表1のとおり
- カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数及び最大の値
別表1のとおり
- キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数及び最大の量
別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

- ア 使用開始年月日
別表2のとおり
- イ 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法
別表2のとおり
- ウ 使用時間の間隔、1日当たりの使用時間及び使用時間の季節的変動
別表2のとおり
- エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数及び最大の値
別表2のとおり
- オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の数及び最大の量
別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和元年8月16日から令和元年9月6日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 時間

午前9時から午後5時30分まで

(3) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
堺市環境局環境保全部環境対策課

別表1

種類	27号イ ろ過施設 (X-401A)			
能力	スラリー 4m ³ /hr(ろ過面積72.3m ²)			
工事着手予定年月日	許可後			
工事完成予定年月日	着工後1ヶ月			
使用開始予定年月日	完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間			
使用時間の季節的変動	なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常	最大
	pH	-	7~8	7~8
	BOD	mg/l	0	0
	COD	mg/l	0	0
	SS	mg/l	0	0
	油分	mg/l	0	0
	T-N	mg/l	8,600	9,800
	T-P	mg/l	1.4	2.8
	大腸菌	個/ml	-	-
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	m ³ /日		80	95

種類	27号ロ 遠心分離機 (X-501)			
能力	スラリー 5,000kg/d			
工事着手予定年月日	許可後			
工事完成予定年月日	着工後1ヶ月			
使用開始予定年月日	完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間			
使用時間の季節的変動	なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常	最大
	pH	-	7~8	7~8
	BOD	mg/l	0	0
	COD	mg/l	0	0
	SS	mg/l	0	0
	油分	mg/l	0	0
	T-N	mg/l	8,600	9,800
	T-P	mg/l	1.4	1.4
	大腸菌	個/ml	-	-
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	m ³ /日		50	60

別表2

種類		脱窒素処理施設				
使用開始年月日		平成23年9月5日				
構造		鉄鋼製(テフロンライニング)				
能力		350m ³ /日				
汚水等の処理の方法		充填方式の放散塔でのアルカリ及びブスチームによるストリッピング				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間				
使用時間の季節的変動		なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	3~4	10~11	3~4	10~11
	BOD	mg/l	ND	ND	ND	ND
	COD	mg/l	12	12	14	14
	SS	mg/l	ND	ND	6	6
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	32,208	570	37,599	570
	T-P	mg/l	6	6	10	10
	Se	mg/l	0.4	0.4	0.5	0.5
Fe	mg/l	ND	ND	ND	ND	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量		m ³ /日	371.8		424.0	

種類		Se4+除去設備(V-774A,V-774B,V-774C,V-774D)				
使用開始年月日		平成23年9月5日				
構造		鉄筋コンクリート(FRPライニング)				
能力		255m ³ /日				
汚水等の処理の方法		硫化還元法				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間				
使用時間の季節的変動		なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	3~4	4~5	3~4	4~5
	BOD	mg/l	8.4	8.4	10.3	10.3
	COD	mg/l	12	12	14	14
	SS	mg/l	28	28	30	30
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	570	570	570	570
	T-P	mg/l	6.0	6.0	10.0	10.0
	Se	mg/l	0.38	0.06	0.60	0.08
Fe	mg/l	28	28	32	32	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量		m ³ /日	125		125	

種類		Se6+除去設備(V-724A,V-724B,V-724C,V-724D)				
使用開始年月日		平成20年1月15日				
構造		SUS製タンク				
能力		350m ³ /日				
汚水等の処理の方法		加熱凝集沈殿法				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間				
使用時間の季節的変動		なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	3~4	8~10	3~4	8~10
	BOD	mg/l	ND	ND	ND	ND
	COD	mg/l	8.7	8.7	17	17
	SS	mg/l	3	3	7	7
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	5,844	5,844	8,357	8,357
	T-P	mg/l	39	39	75	75
	Se	mg/l	0.20	0.04	0.33	0.08
Fe	mg/l	35	3,000	41	5,000	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量		m ³ /日	275		345	

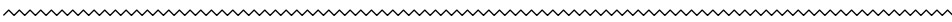
種類		排水処理装置 還元槽(V-705)				
使用開始年月日		平成23年9月5日				
構造		鉄筋コンクリート及び鋼板				
能力		54m ³ /2H				
汚水等の処理の方法		酸化還元法				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間				
使用時間の季節的変動		なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	8~10	2~3	8~10	2~3
	BOD	mg/l	0.9	0.9	1	1
	COD	mg/l	19	19	31	31
	SS	mg/l	ND	ND	15	15
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	1,837	1,837	2,204	2,204
	T-P	mg/l	5.0	5.0	7.0	7.0
	Se	mg/l	0.20	0.06	0.30	0.08
Fe	mg/l	1	340	1.4	400	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量		m ³ /日	439		535	

種類		排水処理装置 中和槽(V-707)				
使用開始年月日		平成23年9月5日				
構造		鉄筋コンクリート及び鋼板				
能力		45m ³ /H				
汚水等の処理の方法		中和				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間				
使用時間の季節的変動		なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	3~6	4~7	3~6	4~7
	BOD	mg/l	2.7	2.7	3.3	3.3
	COD	mg/l	15	10	24	20
	SS	mg/l	-	-	-	-
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	2,961	2,961	4,113	4,113
	T-P	mg/l	16.0	16.0	25.0	25.0
	Se	mg/l	0.05	0.05	0.08	0.08
	Fe	mg/l	1,061	1,061	1,695	1,695
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量		m ³ /日	839		1,005	

種類		排水処理装置 pH調整槽(V-711)				
使用開始年月日		平成23年9月5日				
構造		鉄筋コンクリート及び鋼板				
能力		900m ³ /日				
汚水等の処理の方法		pH調整				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間				
使用時間の季節的変動		なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	7.5~8.5	7.0	7.5~8.5	6.5~8.4
	BOD	mg/l	3.1	3.1	3.8	3.8
	COD	mg/l	10	10	20	20
	SS	mg/l	11	11	15	15
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	2,945	2,945	4,088	4,088
	T-P	mg/l	0.6	0.6	1.1	1.1
	Se	mg/l	0.05	0.05	0.08	0.08
	Fe	mg/l	3	3	4	4
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量		m ³ /日	719		860	

別表3

排水口名		総合排水口		
排水水の汚染状態	種類・項目		通常	最大
	pH	-	7.0	6.5~8.4
	BOD	mg/l	3.1	3.8
	COD	mg/l	10.0	20.0
	SS	mg/l	11	15
	油分	mg/l	ND	ND
	T-N	mg/l	2,945	4,088
	T-P	mg/l	0.60	1.10
	Zn	mg/l	0.50	2.00
	solFe	mg/l	3.00	4.00
	Mn	mg/l	1.10	2.60
	T-Cr	mg/l	0.40	1.30
	Cr+6	mg/l	ND	0.40
	Cd	mg/l	0.01	0.03
	CN	mg/l	0.20	1.00
	Pb	mg/l	0.01	0.10
	As	mg/l	0.05	0.10
	Se	mg/l	0.05	0.08
T-Hg	mg/l	ND	ND	
NO2-N	mg/l	<1	<1	
NO3-N	mg/l	<10	<10	
NH4-N	mg/l	2,945	4,088	
排水水の量		m ³ /日	719	860



堺市告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年8月16日

堺市長 永藤英機

- 1 路線名 浅香山常磐101号線
- 2 指定する区間 堺区浅香山町3丁61番6地先から
北区常磐町2丁62番地先まで
- 3 指定する期日 告示の日

堺市告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年8月16日

堺市長 永藤英機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

市道路線区域決定調書

整理 番号	路線名	起 終 点 点	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
7373	浅香山常磐101号線	堺区浅香山町3丁61番6地先 北区常磐町2丁62番地先	2.70 8.20	1188.80	
ハ1039	土師213号線	中区土師町4丁1886番18地先 中区土師町4丁1886番13地先	4.70	31.50	
ㇿ947	平井48号線	中区平井572番7地先 中区平井572番23地先	5.70 6.70	137.91	
ㇿ948	平井49号線	中区平井1029番14地先 中区平井1029番17地先	4.70	34.89	
ㇿ949	東山65号線	中区東山608番15地先 中区東山609番3地先	6.70	25.95	
7600	高倉台84号線	南区高倉台2丁10番44地先 南区高倉台2丁10番37地先	4.70	37.50	
7601	多治井73号線	美原区多治井491番1地先 美原区多治井481番1地先	4.40 5.70	77.30	

公 告

堺市公告第445号

堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市民芸術文化ホールの臨時休館の日時を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月16日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 休館日
令和元年9月19日（木）から9月20日（金）まで
- 2 休館施設
堺市民芸術文化ホール（レストラン及び駐車場を含む。）
- 3 休館理由
施設の法定点検に伴う全館停電を実施するため。